

マテリアル先端リサーチインフラ 利用報告書に関する注意事項

本書面の内容は、マテリアル先端リサーチインフラ（ARIM）において、実施機関が管理・共用する施設及び設備等の利用に伴い提出頂いた報告書（以下、利用報告書という）の取り扱いに関する注意事項を記載しています。提出いただいた利用報告書にはこの注意事項が適用されますので、利用報告書を提出される際は、本書面の内容を十分理解し同意頂いた上、ご提出下さい。

1. 利用報告書の提出及び公開について

利用報告書は、利用者が ARIM 実施機関で管理・共用する施設及び設備等をご利用いただく際に、その機関（以下、「設備等共用機関」という）の約款や規約等に基づき、提出が義務づけられているとともに、提出された利用報告書は公開されます。利用報告書は、施設、設備等を利用された年度ごとに、設備等共用機関が示す期限までに提出することが必要です。そしてその利用報告書は、翌年度に準備が整い次第 Web 上で公開され、制限なく閲覧、ダウンロードが可能となります（通常、翌年度 6 月頃）。

利用報告書の提出者及びその所属組織は、提出した利用報告書が設備等共用機関の約款や規約等に基づき公開されることに対し、異議を申し立てることはできません。

2. 公開までの保管、事業内共有及び免責事項について

提出いただいた利用報告書は、Web 上に保管いたします。公開するまでの期間、利用報告書の閲覧は、運営上必要となる ARIM 事業関係者に限定して共有させていただきます。Web 保管された利用報告書は、システムの保守、アクセス制限、アカウント管理の実施などで適切に管理すべく最善の努力をもって管理・取り扱いをいたしますが、サイバー攻撃や第三者の不正アクセス等の不測の事態を含め発生した盗用・漏洩などにより、利用報告書の提出者及びその所属組織が被った損害に対して、設備等共用機関及び物質・材料研究機構は賠償責任を負うものではありません。

3. 利用報告書の公開猶予

前項に関わらず、特段の事情がある場合は利用者の申し出に基づき設備等共用機関の承認の上で利用報告書の公開時期の延期（公開猶予）をすることが可能です。公開猶予期間は、利用された年度末から最長で 2 年間（例えば、2024 年度ご利用の場合、最長で 2027 年 3 月 31 日）です。ここでいう公開猶予とは、利用報告書の公開が猶予されることであり、公開猶予が認められた場合も第 1、2 項に記載した内容が適用されることをご留意ください。